

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
（当日が土曜日
の翌日は、
翌日とする）

目 次

◇ 告 示 家畜のブルセラ病検査等の実施（畜産課）

牛のブルセラ病検査等の実施（〃）

土地改良事業の工事の完了（農村整備課）

県営土地改良事業の工事の完了（〃）

開発行為に関する工事の完了（都市計画課）

◇ 選管告示 選挙管理委員会の招集

◇ 教委告示 定例教育委員会の招集（総務課）

告 示

鳥取県告示第二百八十号

家畜の伝染性疾病の発生を予防するため、ブルセラ病検査、結核病検査、

ニューカッスル病検査、ひな白痢検査、マイコプラズマ病検査、腐蛆病検査、馬伝染性貧血検査、カンピロバクター病検査及びトリコモナス病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条第一項の規定に基づき、対象家畜の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

ブルセラ病、結核病、ニューカッスル病、ひな白痢、マイコプラズマ病、腐蛆病、馬伝染性貧血、カンピロバクター病及びトリコモナス病の予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

1 ブルセラ病検査及び結核病検査

(一) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

鳥取市、米子市、境港市、国府町、岩美町、青谷町、船岡町、河原町、東郷町、三朝町、大栄町、東伯町、西伯町、会見町、岸本町、日吉津村、淀江町、大山町及び溝口町の区域

(二) 次に掲げる区域において、搾乳の用に供する目的で飼育している

雌牛で家畜市場に上場しようとするもの

倉吉市、福部村、気高町、鹿野町、郡家町、八東町、若桜町、用瀬町、佐治村、智頭町、羽合町、泊村、関金町、北条町、赤碕町、名和町、中山町、日南町、日野町及び江府町の区域

(三) (一)及び(二)以外の牛で平成二年四月一日以降放牧しようとするもの
(四) 平成二年四月一日以降、家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

2 ニューカッスル病検査

鶏

3 ひな白痢検査及びマイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

4 腐蛆病検査

みつばち

5 馬伝染性貧血

馬

6 カンピロバクター病及びトリコモナス病

平成二年四月一日以降、家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

四 実施の期日

平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

3 ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

4 ひな白痢検査

ひな白痢急速凝集反応

5 マイコプラズマ病検査

臨床検査及び急速凝集反応

6 腐蛆病検査

肉眼的検査及び細菌学的検査

7 馬伝染性貧血検査

寒天ゲル内沈降反応

8 カンピロバクター病

カンピロバクター病ちつ粘液凝集反応

9 トリコモナス病

トリコモナス虫体検査

鳥取県告示第二百八十一号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第三十一条第二項の規定に基づき、牛のブルセラ病検査及び結核病検査を次のとおり実施する。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 実施の目的

ブルセラ病及び結核病予防のため

二 実施する区域

県下全域

三 実施の対象となる牛の種類及び範囲

種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛で生後九十日を経過したもの及びこれと同一施設内で飼育している牛で生後九十日を経過したもの

四 実施の期日

平成二年四月一日から平成三年三月三十一日まで

五 検査の方法

1 ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

2 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

鳥取県告示第二百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
高橋地区土地改良事業共同施行	非補助事業高橋地区区画整理	平成二年二月二十八日

鳥取県告示第二百八十三号

県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第三項の規定により告示する。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良事業の名称	工事完了年月日
県営ほ場整備事業光徳地区ほ場整備 " 五千石地区 "	平成二年一月十日 平成二年二月二十八日

鳥取県告示第二百八十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年三月十六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十月三十一日 鳥取県指令受米土維第六百六十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市吉岡字中新田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市東本町一八

有限会社境家具販売所

代表取締役 門脇桂一郎

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号

平成二年第三回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二年三月十六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 日時 平成二年三月二十日(火)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会

三 議題 平成二年度明るい選挙推進運動要領及び事業計画について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会第五号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成二年三月十六日

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

一 日時 平成二年三月十八日(日)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員会室

三 議題

1 県立学校長の人事について

2 その他